



立川ひろとしの議会報告

平成20年4月21日

後援会報 27号

発行：立川ひろとし後援会



今回の会報は数字がいっぱい！

後援会の皆さまには、日頃から立川ひろとしの議会活動に、ご理解、ご支援を頂きまして、ありがとうございます。

今回の後援会報は、自室の改装等、原稿作成に着手できず、発行が遅れましたことをお詫び申し上げます。

また、新年度の予算や国民健康保険の税率改正など、細かい数字を多く掲載しているため、多少見づらいかもかもしれませんが、ご容赦いただけますよう、よろしくお願いいたします。

また、ご不明な点がありましたら、いつでも気軽にお問い合わせをいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3月議会のポイントは・・・

今回の議会では、予算特別委員会を設置しての、平成20年度 結城市一般会計・特別会計・水道事業会計の審議をいたしました。また、下記の案件について審議がなされ、可決成立となりました。

- ① 地方公務員の育児休業に関する法整備がなされたことに伴い、結城市職員の育児休業に係る条例の整備・一部改正等を実施
- ② 行政改革大綱に基づき、審議会・委員会の報酬の引き下げ、3審議会の廃止、玉岡幼稚園の民営化に伴う幼稚園管理医師・薬剤師の廃止
- ③ 後期高齢者医療制度（名称を「長寿医療制度」に改名？）の創設に伴い、特別会計や関係条例の設置、国民健康保険税の料率の改正
- ④ 副市長の選任について

また、昨年末より話題となっていた「ごみ有料化」については、当初、3月議会で議案が上程される予定でしたが、市民への更なる説明の機会が必要との執行部の判断で、議案の提出は見送られ、延期となりました。

3月議会の議案審議の中から

■ 平成20年度 当初予算の審議について

各会計の総額、前年比は以下のとおり

	予 算 名	今年度	前年度	増減率%
	一般会計①	142億5,300万円	146億9,800万円	△ 3.0
特 別 会 計	国民健康保険	59億2,921万円	59億7,300万円	△ 0.7
	老人保健	4億 6万円	38億3,799万円	△89.6
	後期高齢者医療	3億8,553万円	—	皆増
	介護保険	22億4,572万円	20億7,875万円	8.0
	駐車場事業	174万円	174万円	0.0
	公共用地先行取得事業	2億3,624万円	1億3,789万円	71.3
	結城南部第一土地区画整理事業	4,382万円	8,685万円	△49.5
	結城南部第二土地区画整理事業	4億5,322万円	4億9,467万円	△ 8.4
	結城南部第三土地区画整理事業	2億1,984万円	2億2,104万円	△ 0.5
	結城南部第四土地区画整理事業	3億 554万円	2億5,830万円	18.3
	公共下水道事業	16億8,858万円	14億6,408万円	15.3
	農業集落排水事業	4億1,210万円	4億2,920万円	△ 4.0
	住宅資金等貸付事業	1,157万円	1,281万円	△ 9.7
	特別会計合計②	123億3,317万円	149億9,632万円	△17.8
水 道 事 業	収益的収支	10億8,558万円	10億9,752万円	△ 1.1
	資本的収支	7億2,275万円	6億7,778万円	6.6
	小 計③	18億 833万円	17億7,530万円	1.9
	合 計 ①+②+③	283億9,450万円	314億6,962万円	△ 9.8

(平成20年度 結城市 予算書より)

■ 後期高齢者医療制度の創設に伴う関係法令の改正

- ① 後期高齢者医療 特別会計の設置（1 ページ目の会計一覧を参照）
- ② 結城市後期高齢者医療に関する条例の制定
- ③ 国民健康保険の課税にあたり、暫定賦課を廃止し、納付回数を年6回から年8回（7月から2月まで）に変更
- ④ 国民健康保険の課税率を改正し、従来の国保分、介護分に加えて、後期高齢者支援分を追加し、課税限度額を変更

分類	区分	改正前	改正後
国民健康 保険分	所得割	100分の8.1	100分の <u>6.8</u>
	資産割	100分の37	100分の <u>31</u>
	均等割	20,000円/人	<u>17,000円/人</u>
	平等割	22,000円/世帯	<u>19,000円/世帯</u>
	課税限度額	56万円	<u>47万円</u>
後期高齢者 支援分	所得割	—	<u>100分の1.8</u>
	資産割	—	<u>100分の4.0</u>
	均等割	—	<u>5,000円/人</u>
	平等割	—	<u>6,000円/世帯</u>
	課税限度額	—	<u>12万円</u>
介護保険分	所得割	100分の1.1	100分の <u>1.6</u>
	資産割	100分の5.0	100分の <u>4.0</u>
	均等割	8,000円/人	<u>9,000円/人</u>
	平等割	5,000円/世帯	<u>6,000円/世帯</u>
	課税限度額	9万円	9万円

- ⑤ 夫婦の1人が後期高齢者医療制度に移行した場合、残った国民健康保険 被保険者の保険税が急増しないよう、経過措置が講じられる。

- ・ 平等割の5年間半減
- ・ 平成19年度に6割・4割軽減であった世帯は、その措置を5年継続（1人になったことにより、軽減から外れる場合を回避するため）

（平成20年 結城市議会 第1回定例会 議案書より）

■ ゴミ有料化の延期について

- ① 当初、今議会で提出予定であった「ゴミ有料化」に関する議案は、市民への更なる説明・合意形成が必要との執行部の判断から、上程が見送られた。
- ② 「ごみ有料化の再考を求める請願」については、全員一致で採択された。
- ③ 本年6月より、自治会単位に「ごみ減量化」を目的とした説明会を開催し、市民との合意形成、周知徹底を図る予定

（平成20年 結城市議会 第1回定例会 における関係者発言より）

■ 結城市副市長の選任について

嶋田一郎 副市長が平成20年3月31日で退任されることに伴い、後任の副市長に飯島圭介さんを選任することに同意。

（平成20年 結城市議会 第1回 定例会 議案書より）

※資料 結城市における国民健康保険の税率改正による増減率 試算

条件	単身世帯			夫婦2人世帯				4人世帯	3人世帯
	6割軽減	軽減なし	一般単身	6割軽減	4割軽減	軽減なし	一般世帯	高所得者	介護分なし
総所得	33万円	48万円	100万円	0万円	48万円	72万円	200万円	500万円	200万円

改正前	医療分	16,800	54,150	96,270	24,800	49,300	93,590	197,270	480,270	217,270
	介護分	5,200	14,650	20,370	8,400	14,250	25,290	39,370	72,370	0
	合計	22,000	68,800	116,640	33,200	63,550	118,880	236,640	552,640	217,270



改正後	医療分	14,400	46,200	81,560	21,200	42,000	79,520	166,560	404,560	183,560
	介護分	6,000	17,400	25,720	9,600	16,800	30,240	50,720	98,720	0
	後期支援	4,400	13,700	23,060	6,400	12,300	23,020	46,060	110,060	51,060
	合計	24,800	77,300	130,340	37,200	71,100	132,780	263,340	613,340	234,620

増減	2,800	8,500	13,700	4,000	7,550	13,900	26,700	60,700	17,350
増減率	12.73%	12.35%	11.75%	12.05%	11.88%	11.69%	11.28%	10.98%	7.99%

- ・ 4人世帯は、父・母・子供2人で試算
- ・ 3人世帯は、父・母・子で介護分なしで試算
- ・ 応益割（均等割＋平等割）と応能割（所得割＋資産割）を35：65に設定

（資料は平成19年度 第3回 結城市国民健康保険運営協議会 資料より抜粋）

1. ごみ有料化について

【質問】

- 
- ①有料化の料金は、ごみ処理費用の2割を、という説明があったが、この2割の積算根拠は？
 - ②ゴミ集積所への不法投棄、コンビニ店への家庭ごみの持ち込みも一種の不法投棄と考えるが、対策は？
 - ③紙おむつを使用している世帯に対する支援の具体策は？
 - ④有料化導入にあたり、不法投棄への罰則の強化は必要と思うが、執行部はどう考えているか？

【答弁：市民生活部長】

- 
- ①減量化が見込め、リバウンドしない価格として1リットルあたり1.5円以上という学術的な意見がある。また、他市町村の事例でリバウンドしない価格としてゴミ処理費用の2割をベースに設定しているところが多く、これを基にすると45リットルでは70円となるが、高すぎることから50円とした。
 - ②住民の協力を頂き、行政とともに対応する方法が最良と考えている。家庭ごみの持込については、持ち込み禁止を知らせる事が大切と考えており、悪質なものは、警察への通報をして頂きたい。
 - ③紙おむつは減量が難しく、福祉的・衛生的に特別に措置する必要がある。新生児に対しては出生届け時に一定枚数を配布、高齢者に対しては、紙おむつを使用している世帯に、年間一定枚数の配布を検討している。
 - ④「結城市ごみ等散乱防止に関する条例」が施行されており、従わなかったものは5万円以下の罰金に処することができると定められている。「廃棄物の処理および清掃に関する法律」でも、不法投棄は5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金となっているので、警察と連携し、厳しく対応したい。

2. 障がいをもつ児童に対する就学指導について

【質問】

- 
- ①障がいをもつ児童に対する就学指導の基本的な考え方について伺いたい。
 - ②保護者がお子さんの進路を考慮する時間を十分に確保するため、判定の時期を大幅に前倒しする等の措置や、進路の判断材料とするため、障がいをもつ児童の状態や傾向等の情報を蓄積をしていくための措置が必要であると考えているが、担当課の見解を伺いたい。

【答弁：教育長】

- 
- ①市内の各学校の環境の下で、障がいのある子供さんが通常学級で教育を受ける場合の困難さ、普通学級で十分な教育効果があがるか、などを総合的に判断しなければならない。その上で、より適正な就学に向けた助言を行い、その子供さんが持っている力を高める、生活や学習上の困難を改善、克服するために、より適切な指導や支援が受けられるようにすること。その際、障がいの程度を判断し、就学する学校を決めるに当たっては、就学指導委員会の審議結果を受け、教育相談などを通して保護者の意見を聞くなどして、慎重かつ適切に判断をしていくものである。
 - ②就学指導委員会は2学期に集中して行われ、この時期は学習的にも集中し、体育的・文化的行事も多く、学校がもっとも多忙な時期。また、就学指導委員の多くが学校の特別支援担当であることから、大幅な前倒しは難しい。また、現在5名の専門員が、各幼稚園・保育園・保育所などの新学齢児の面談や情報収集を行っているが、他の市町村の情報把握の方法を参考に、工夫改善を検討したい。

■□■ 答弁へのコメント ■□■

(1) ごみ有料化について

今回、質問した内容は、市民の皆さんが疑問に思っている内容であり、有料化にあたって、事前に具体的な策が示されるべき内容であるが、答弁の内容を聞いて、具体性がなく、まだ検討不足であることは否めない。

ゴミ問題はデリケートで、近所間のトラブルに発展しかねないもので、不十分な有料化は、住民に問題を投げ込むことに等しいと考えている。

今回、有料化が延期され、住民と協同で、ごみ減量化を模索すべく、自治会単位での説明会を開催するという執行部の姿勢は評価に値する。

行政と市民が一体となって、ゴミについて再度しっかりと議論をし、ごみ減量化を推進してから、有料化を再度検討することが自然な流れであると考えている。

(2) 障がいを持つ児童に対する就学指導について

障がいを持つお子さんの進路を決定にあたり、できるだけ可能性を伸ばすためにも、十分な情報を集め、検討する時間を確保できるように、作業を進めるなど、思いやりをもって、対応してほしいと切に希望する。

答弁では、現状での判定時期の前倒しは難しいとの答弁があるが、既存の枠内での実施にとらわれず、教育機関と福祉機関の機能を統合し、3歳児検診あたりから、早期にお子さんの傾向や、障がいの状況等の情報を蓄積し、入学前、就学中、卒業後と1つの機関がスムーズに対応ができる体制の確立に着手してほしい。子供たちの可能性を少しでも伸ばすためにも、多くの成長の芽を育てられるような行政であってほしい。

●平成20年 結城市議会 第2回 定例会 日程（案）のお知らせ

6月10日（火）	本会議（開会）	6月13日（金）	総務委員会
6月11日（水）	一般質問	6月16日（月）	産業・建設委員会
6月12日（木）	一般質問	6月17日（火）	教育・福祉委員会
		6月23日（金）	本会議（閉会）

※あくまで案であり、変更となる場合もあります

■□■ 平成19年分 政治活動費の収支を報告します ■□■

（平成20年1月15日 茨城県選挙管理委員会 届出済）

● 収入の部

項目名	金額	備考
前年分の繰越金	230,839	
献金	650,000	立川博敏 本人
献金	168,500	個人献金 9件分 総額
預金利子	64	
合計	1,049,403	

● 支出の部

分類	項目名	金額	備考
経常経費	(1) 人件費	0	
	(2) 光熱水費	0	
	(3) 備品・消耗品費	119,962	輪転機インク代 マスター代 等
	(4) 事務所費	0	
政治活動費	(1) 組織活動費	67,800	後援会入会申込書 作成費
	(2) 選挙関係費	0	
	(3) 機関紙の発行 その他の事業費	618,023	後援会報作成&発送費用 (紙・封筒・郵送費 等) 名刺作成費用
	(4) 調査研究費	0	
	(5) 寄付・交付金	0	
	(6) その他の経費	0	
合計		805,785	

● 収支

収入 1,049,403 円 - 支出 805,785 円 = 残 243,618 円（平成20年へ繰越）

平成19年は、後援会拡大の為のパンフレット、入会申込書の作成費用、毎回の後援会報の郵送回数の増加（例年4回 ⇒ 平成19年は5回）、後援会報の郵送世帯の増加による費用増加により、例年に比べ費用がかかっています。